

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月4日
【報告者の名称】	株式会社カカコム
【報告者の所在地】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	(03) 5725 4554 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員CFO 粕谷 進一
【縦覧に供する場所】	株式会社カカコム (東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社カカコムをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、Kamgras 1株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、当社、株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、当

社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2026年5月13日付で提出した意見表明報告書（2026年7月3日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年7月6日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年7月9日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書及び2026年7月21日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（ii）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（v）Kamgras 1による2026年7月15日付提案を踏まえた検討の経緯

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

3【訂正前の内容及び訂正後の事項】

訂正箇所には下線を付しております。

3【買付け等の概要】

(変更前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年8月3日まで(58営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,450円 ① 第8回新株予約権1個につき、金1円 ② 第10回新株予約権1個につき、金1円 ③ 第11回新株予約権1個につき、金1円 ④ 第13回新株予約権1個につき、金1円 ⑤ 第14回新株予約権1個につき、金1円 ⑥ 第15回新株予約権1個につき、金1円 ⑦ 第16回新株予約権1個につき、金1円 ⑧ 第17回新株予約権1個につき、金1円 ⑨ 第18回新株予約権1個につき、金1円 ⑩ 第19回新株予約権1個につき、金1円 ⑪ 第20回新株予約権1個につき、金1円 (上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の上限	— (株)
買付け予定数の下限	34,941,000 (株) (注1)

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年8月17日まで(67営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,450円 ① 第8回新株予約権1個につき、金1円 ② 第10回新株予約権1個につき、金1円 ③ 第11回新株予約権1個につき、金1円 ④ 第13回新株予約権1個につき、金1円 ⑤ 第14回新株予約権1個につき、金1円 ⑥ 第15回新株予約権1個につき、金1円 ⑦ 第16回新株予約権1個につき、金1円 ⑧ 第17回新株予約権1個につき、金1円 ⑨ 第18回新株予約権1個につき、金1円 ⑩ 第19回新株予約権1個につき、金1円 ⑪ 第20回新株予約権1個につき、金1円 (上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の上限	— (株)
買付け予定数の下限	34,941,000 (株) (注1)

<後略>

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2)【意見の根拠及び理由】

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINEヤフーが公表した「(経過開示)株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、当社から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定したとのことです(以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。)。なお、本コンソーシアムは、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案における、本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えているとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

② 本公開買付けの実施後(2026年8月7日(予定))

<中略>

③ 本スクイーズアウト手続の実施後(2026年10月中旬(予定))

<中略>

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応(2026年11月上旬(予定))

<後略>

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINEヤフーが公表した「(経過開示)株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、当社から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定したとのことです(以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。)。なお、本コンソーシアムは、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案における、本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えているとのことです。

その後、本SPVであるBCPE Blitz Cayman, L.P.は2026年7月29日付で「株式会社カカコム(証券コード:2371)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表し、それを踏まえて当社は2026年7月30日付「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、本提案者より、本7月1日付提案の更新として、公開買付価格の引上げの提案(以下「本7月29日付提案」といいます。)を受領した旨を公表したとのことです。また、本コンソーシアムは、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社から2026年7月29日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて当社との間で協議をしていく予定とのことです。2026年7月31日時点で決定している事実はないとのことです。

公開買付者は、これらの本提案者及び当社による公表の状況、並びに当社からの上記の協議の申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2026年7月31日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することとしたとのことです。当該訂正届出書の提出に伴い、令第13条第2項第2号イに基づき、2026年7月31日付で、公開買付期間は2026年8月17日まで延長され、合計67営業日となっているとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

- ② 本公開買付けの実施後(2026年8月24日(予定))

<中略>

- ③ 本スクイーズアウト手続の実施後(2026年11月上旬(予定))

<中略>

- ④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応(2026年11月中旬(予定))

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年7月17日、本公開買付価格を3,450円、本自己株式取得価格を2,805円に変更することを決定したとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年7月17日、本公開買付価格を3,450円、本自己株式取得価格を2,805円に変更することを決定したとのことです。

その後、本コンソーシアムは当社より、当社が本提案者から本7月29日付提案を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月29日に、同日付で本SPVが公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の内容を参照する形で当社から本7月29日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月29日付提案の内容については、2026年7月29日付で本SPVが公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。）、当社から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて当社との間で協議をしていく予定とのことです。2026年7月31日時点で決定している事実はないとのことです。

<後略>

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(v) Kamgras 1 による2026年7月15日付提案を踏まえた検討の経緯

(変更前)

<前略>

その後、2026年7月15日に、当社は公開買付者及びDGより、本公開買付価格を3,450円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の終値2,774円に対して24.37%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して42.44%のプレミアム、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して68.70%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して60.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の終値2,121円に対して62.66%、2026年4月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して64.05%、2026年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して77.01%、2026年4月22日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して59.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を2,805円とする提案書を受領いたしました。なお、当該7月15日付提案における本自己株式取得価格は、DG及びKDDIが本自己株式取得に応じることを前提とした価格であるとのことです。公開買付者は、2026年7月17日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、同日、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更しております。

なお、2026年7月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(変更後)

<前略>

その後、2026年7月15日に、当社は公開買付者及びDGより、本公開買付価格を3,450円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の終値2,774円に対して24.37%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して42.44%のプレミアム、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して68.70%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して60.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の終値2,121円に対して62.66%、2026年4月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して64.05%、2026年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して77.01%、2026年4月22日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して59.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を2,805円とする提案書を受領いたしました。なお、当該7月15日付提案における本自己株式取得価格は、DG及びKDDIが本自己株式取得に応じることを前提とした価格であるとのことです。公開買付者は、2026年7月17日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、同日、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更しております。

なお、2026年7月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(vi) 本提案者による2026年7月29日付提案を踏まえた検討の経緯

その後、当社は、2026年7月29日付で、本提案者より、本7月1日付提案の更新として、公開買付価格（本提案者）の引上げの提案を受領し、LINEヤフーより「（経過開示）BCPE Blitz Cayman, L.P.による株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定及び当社によるBCPE Blitz Cayman, L.P.への間接的な共同出資予定に関するお知らせ」（ペインキャピタルによる「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を含み、以下「本公表プレス」といいます。）が公表されております。本公表プレスによれば、本SPVは、2026年7月29日付で、当社株式及び本新株予約権を対象とした現金対価の公開買付け並びにその後のスクイーズアウト手続により、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、本提案者取引の一環として、金融商品取引法による公開買付け（本提案者）を実施することを決定したとのことです。

本公表プレスによると、公開買付け（本提案者）の主要な条件は下記のとおりとのことです。

- ・ 公開買付価格（本提案者）：3,520円（ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）
- ・ 買付予定数の下限：131,805,000株（公開買付け（本提案者）実施後の本SPVの株券等所有割合は66.05%となるとのことです。）

・ 公開買付期間：20営業日

本SPVとしては、本クリアランス完了が合理的に見込まれ、当社が公開買付け（本提案者）に対する賛同意見を表明し、当社の株主の皆様に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の当社における取締役会決議が得られた時点で公開買付け（本提案者）を速やかに開始する予定とのことで、その時期については、2026年9月中旬を見込んでいるとのことです。

また、公開買付け（本提案者）の実施にかかる前提条件は下記のとおりとのことです。本SPVは、いずれの前提条件についても充足することを見込んでいるとのことです。

- ① 当社が公開買付け（本提案者）に対する賛同意見を表明し、当社の株主の皆様に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の当社における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ② 本特別委員会において、当社が公開買付け（本提案者）に賛同意見を表明し、当社の株主の皆様に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ③ 金融商品取引法第27条の11第1項但書に定める当社又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付け（本提案者）の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと
- ④ 本クリアランスが完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること
- ⑤ 当社に係る業務等に関する重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定めるものをいいます。）で当社が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと

また、公開買付け（本提案者）の実施にあたり、本SPVは、2026年7月27日付で、Oasisとの間で応募契約（Oasis）に関する追加の合意書を締結し、①公開買付価格（本提案者）を3,520円（ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする予定であること、②2026年7月31日までに、公開買付価格（本提案者）を3,520円（ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の当社に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は公開買付価格（本提案者）を3,520円（ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の公開買付け（本提案者）に係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに当社に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は公開買付け（本提案者）に係る予告公表をすることをもって、公開買付価格（本提案者）の対抗価格以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しているとのことです。その後、本SPVは、2026年7月29日、本公表プレスの公表をもって、公開買付価格（本提案者）を3,520円（ただし、KDDIとの間で不応募契約を締結できた場合には、3,640円）とする旨の公開買付け（本提案者）に係る予告公表を実施したとのことです。したがって、Oasisは、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格が少なくとも3,556円以上に引き上げられた上で上記と同様のプロセスを経ない限りは、公開買付け（本提案者）に応募する義務を負うこととなるとのことです。

なお、2026年8月3日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、58営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、67営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

(変更前)

<前略>

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年9月下旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年10月上旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>